

入 札 公 告 (事後審査方式) (入札説明書を兼ねる)

令和 8 年度 藤岡警察署 鬼石駐在所改修工事に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。

令和 8 年 9 月 25 日

群馬県警察本部長 丸山 潤

記

1 担当部局

〒371-8580

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214～2216

2 工事の内容

(1) 工 事 名 藤岡警察署鬼石駐在所改修工事

(2) 工事場所 藤岡市鬼石1119-43

(3) 工事概要 経年（33年）による老朽化した施設の長寿命化工事を行うもの。（工事内容 内外装改修工事及び給排水設備更新工事）

(4) 工事詳細 別冊図面及び仕様書のとおり

(5) 工 期 約 5 箇月（契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までの間）

3 入札参加形態

単体による参加

4 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 自治令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。なお、（2）及び（3）において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4) 群馬県建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第10条第1項に規定する令和 8・9年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者であること。

(5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115

号) 第 27 条及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)

(6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

(7) この工事に係る設計業務等の受託者ではないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。

(8) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第 7 条第 2 項に抵触しない。

ア 資本関係

(ア) 親会社(会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。

(子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。))又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。))が継続中である会社を除く。以下同じ。)

(イ) 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。))が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く

- ・ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(9) 資格者名簿に「建築一式工事」の格付けが B 等級以上で事業登録されていること。

(10) 資格者名簿において、群馬県内に本店があること。

(11) この公告の工事に対応する許可業種に係る主任技術者を配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ 入札参加資格の確認申請前において、3 か月以上継続して雇用している者であること。

ウ 平成28年度以降に完成引渡しをした、この公告の工事と同種の工事である「建築一式工事」の経験を有する者であること。

5 設計業務等の受託者

(1) この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 亦野建築設計事務所

(2) この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、株式会社亦野建築設計事務所が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

6 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出

(1) 申請書及び資料は、令和 8 年 9 月 25 日（金）午前9時～令和 8 年 10 月 13 日（火）午後4時までに、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

URL：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

(2) 申請書及び資料を提出した者には電子入札システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。

（事後審査のため、暫定的に資格「有」にて発行します。）

(3) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（別記様式1）

イ 経営規模等評価結果通知書

ウ 入札参加資格確認資料（別記様式2）

エ 主任技術者等の資格・工事経歴（別記様式3）

(ア) この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格、同種の工事の工事経験1件及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

(イ) 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験1件及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

なお、配置予定技術者の工事の経験については、平成28年度以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

オ エを補足するための資料（資格者証の写し、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できるもの等）

カ 工事請負契約書の写し

別記様式3に記載すべき工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、当該工事の契約書の写しを提出する必要はなく、CORINSにより出力した「工事カルテ受領書の写し」を添付すること。

(5) 配置予定技術者選定にあたっての注意事項

ア 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ（入札辞退）を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

- イ 配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。
- (6) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書又は資料の再提出を求めることがある。
- (8) 申請書及び資料は返却しない。
- (9) 申請書及び資料に関する問い合わせ先

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話 0 2 7 - 2 4 3 - 0 1 1 0 内線2214～2216

7 設計図面、仕様書（金額抜き設計書並びに情報セキュリティの確保に関する特約条項(以下「金抜き設計書等」という。)）、設計図面及び仕様書（金額抜き設計書等）以外の別冊図書等（建設工事請負契約条項及び契約約款等）の閲覧等

(1) 設計図面

- ア 配布期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）～令和 8 年 10 月 13 日（火）までの毎日、午前 9 時から午後 4 時まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後 1 時までの時間を除く。
※ 設計図面の返却は 令和 8 年 10 月 19 日（月） 午後 4 時まで
- イ 配布場所 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
※ 設計図面の配布については、設計図書予約申込書（別記様式 4）を上記配布場所に提出

(2) 仕様書（金額抜き設計書等）

- ア 配布期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）～令和 8 年 10 月 13 日（火）までの毎日
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- イ 配布場所 電子入札システムによる。
URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>
上記による入手が不可能な者は、発注者と協議すること。

(3) 別冊図書等

- ア 閲覧期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）～令和 8 年 10 月 19 日（月）までの毎日、午前 9 時から午後 4 時まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後 1 時までの時間を除く。
- イ 閲覧場所 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

(4) 設計図面並びに仕様書（金額抜き設計書等）及び別冊図書等に対する質問は、簡易な内容を除き別記様式 5（以下「質問・回答書」という。）により提出すること。

- ア 提出期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）～令和 8 年 10 月 13 日（火）までの毎日、午前 9 時から午後 4 時まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後 1 時までの時間を除く。
- イ 提出場所 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

(5) (4) による質問があったときは、令和 8 年 10 月 14 日（水）までに質問・回答書により回答する。

(6) (5) の質問に対する回答は、閲覧に供する。

- ア 閲覧期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）～令和 8 年 10 月 19 日（月）までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後 1 時までの時間を除く。
- イ 閲覧場所 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

8 現場説明会 行わない。

9 入札方法等

- (1) この入札は、電子入札システムにより行う。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、規則、群馬県建設工事執行規程（昭和40年訓令甲第2号）及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札金額の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 第1回の入札において落札候補者がいないときは、入札執行者の指示により第2回目の入札を行うことがある。
なお、2回目の入札で落札候補者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

10 入札手続

- | | | |
|-----------------------|---------------------|--------|
| (1) 入札開始日時 | 令和 8 年 10 月 15 日（木） | 9時00分 |
| (2) 入札書及び工事費内訳書提出締切日時 | 令和 8 年 10 月 19 日（月） | 16時00分 |
| (3) 内訳書開封予定日時 | 令和 8 年 10 月 19 日（月） | 16時01分 |
| (4) 開札予定日時 | 令和 8 年 10 月 20 日（火） | 9時00分 |

11 入札保証金

免除

12 契約保証

契約保証については、次の中から受注者が選択するものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）
- (3) 履行保証保険
- (4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合10%以上）
- (5) 利付国債もしくは地方債

13 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、中科目別内訳までを提出すること。
- (3) 工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を記載すること。
- (4) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。
- (5) 工事費内訳書は返却しない。
- (6) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

14 開札

- (1) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人から要求があったときは、立会いを認める。

15 入札の無効

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 入札に係る不正行為を行った者による入札
- (3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札
- (4) 同一の者が行った複数の入札
- (5) ICカードの不正使用により行った入札
- (6) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札
- (7) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
- (8) その他入札に関する条件に違反したとき
- (9) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す

16 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

- (1) 群馬県財務規則 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) この入札は最低制限価格を設ける。最低制限価格を下回る入札をした者は失格とする。
- (4) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。
- (5) 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。
- (6) 入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格不存在通知書により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知する。
- (7) 落札候補者がこの工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、有効な入札を行った最低価格が次順位以降の者を落札候補者とする。
- (8) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (9) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

17 入札参加資格がないと認めた理由

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県警察本部に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別記様式 6）により説明を求めることができる。

ア 提出期間 通知を行った日の翌日から起算して 5 日（群馬県の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規程する県の機関の休日を含まない。）以内 午前 9 時から午後 4 時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後 1 時までの時間を除く。

イ 提出場所 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

- (2) 説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して 5 日（群馬県の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する県の機関の休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

18 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請け負い契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。（別記様式7）

19 工事請負契約書

落札決定後、発注者の示す契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

- (1) 前払金 請負代金の40%以内
- (2) 中間前払金 1回
- (3) 部分払いの回数 4回以内（ただし、前金払を受けた場合は3回以内）
中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を1回減じる。
- (4) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

21 火災保険を付することの要否 要

22 この工事に密接な関連がある他の工事 なし

23 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、群馬県競争入札心得及び情報セキュリティの確保に関する特約条項を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づいて指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、6の資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (5) 契約担当者は、落札者が主任技術者等を適正に配置しないときは、契約を締結しないことがある。
- (6) この説明書は、本件に係る手続き以外の目的に使用してはならない。
- (7) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。
- (8) 締結する契約書には、この契約に関し、受注者が、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨の特約を含めて締結すること。
 - ア この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - イ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (9) 本工事は、発注者が発注時に週休2日の取組を指定する「週休2日促進工事（発注者指定型）」である。受注者は「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」のいずれかを選択し、工事

着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。週休２日促進工事については「営繕工事における週休２日促進工事实施要領」による。

(10) ぐんま電子入札共同システムは、土・日・祝日は稼働しない。

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸山 潤 あて

〒

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 8 年 9 月 25 日付けで入札公告のありました 藤 岡 警 察 署 鬼 石 駐 在 所 改 修 工 事
に係る入札に参加を希望しますので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格確認資料及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 経営規模等評価結果通知書
- 2 入札参加資格確認資料（別記様式2）
- 3 主任技術者等の資格・工事経験（別記様式3）
- 4 3を補足するための資料

入札参加資格確認資料

単体

会社名：

要 件	内 容	備 考
(1) 地方自治法施行令 第167条の4 (成年被後見人等)	該当する・該当しない	
(2) 群馬県財務規則 第170条第2項 (入札参加制限)	該当する・該当しない	
(3) 群馬県の指名停止措置	該当する・該当しない	
(4) 会社更生法・民事再生法に基づく 手続開始の申立て	該当する・該当しない	
(5) 他の入札参加者との関係	有り・無し	
(6) 群馬県への建設工事入札参加 申請の有無・格付け	有り・無し () 工事・格付け ()	
(7) 主任技術者の配置	資 格： 有り・無し 工事経験： 有り・無し	様式第3号に記載して 添付
(8) 群馬県内に建設業法に基づき設 置された本店の所在	有り・無し	

注 上記については、現に有効な入札参加申請、建設業許可及び総合評定値通知書（又は経営事項審査結果通知書）に基づいて記載すること。

主任技術者等の資格・工事経歴

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名		〇〇〇〇技術者 〇〇 〇〇
最 終 学 歴		〇〇大学土木工学科□□年卒業
法令等による免許		一級土木施工管理技士（取得年）：平成〇年 一級土木施工管理技士（交付番号）：〇〇〇〇〇〇〇号 監理技術者資格（取得年月日）：平成〇年〇月〇日 監理技術者資格（交付番号）：第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 監理技術者講習修了証の交付年月日：平成〇年〇月〇日
同 種 工 事 の 条 件		「建築一式工事」
同 種 工 事 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	（都道府県名・市町村名・地先名）
	契 約 金 額	
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日、 か月
	従 事 役 職	監理技術者・主任技術者
	工 事 内 容	※公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
	施 工 条 件 等	
雇用の状況		※申請日前3か月以上の雇用継続の有無
同種の工事のCORINS登録番号		CORINSに登録していない場合は、同種の工事の契約書の写しを添付すること。

申請時における他工事の従事状況	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名・地先名)
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日、 カ月
	従 事 役 職	監理技術者 主任技術者 現場代理人 ※該当する役職に○をつけること。
	落札後の配置予定技術者の対応措置	※落札後すみやかに他工事から離れることが可能な旨を合理的に説明する記述とすること。

設計図書予約申込書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸山 潤 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 8 年 9 月 25 日付けで入札公告のありました 藤 岡 警 察 署 鬼 石 駐 在 所 改 修 工 事
に係る詳細図面をお借りしたいので、予約申し込みいたします。

なお、お借りした図面及び仕様書等を本工事以外の目的以外に使用し、無断で転写、転載しないことを
誓約いたします。

整 理 番 号

質問・回答書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸山 潤 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 8 年 9 月 25 日付けで入札公告のありました 藤 岡 警 察 署 鬼 石 駐 在 所 改 修 工 事
について、下記のとおり質問がありますので回答してください。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用のこと。）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

回 答（質問事項に応じて、適宜別紙を使用のこと。）

回答日 令和 年 月 日、 担当者名

.....

.....

.....

.....

.....

.....

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書 に つ い て の 説 明 申 込 書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸山 潤 あて

〒

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 8 年 9 月 25 日付けで入札公告のありました 藤 岡 警 察 署 鬼 石 駐 在 所 改 修 工 事 に係る入札参加資格の確認において入札参加資格がない旨の通知を受けましたが、入札参加資格がない理由について説明を求めたいので下記の書類を添えて申し込みます。

なお、添付書類は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札参加資格確認通知書の写し
- 2 入札参加資格があるとする理由及び証拠書類

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸山 潤 あて

〒

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認められる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

- ・ 発生するおそれのある事象 (※) (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
- ・ 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先 (例) 報道等の URL を記載又はファイル

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

- ・ 発生するおそれのある事象 (※) (例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
- ・ 上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先 (例) 報道等の URL を記載又はファイル

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述：上記のほか工期に影響を与えることが想定される情報等)

(※) 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- 注 1 本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定 (随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定) から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一つ資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等 (スライド条項の運用基準等を含む。) に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。